

別表第7（第3条関係）

高断熱窓導入補助金

<p>補助対象者</p>	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申込みの日において、高断熱窓を導入した既存の戸建住宅又は分譲マンション（いずれも本市に所在するものに限る。）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。）</p> <p>(2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。</p>
<p>補助対象事業</p>	<p>補助対象者が行った既存の窓（外気に接しているガラスで窓に準ずるものを含み、既に高断熱窓とされているものは除く。以下同じ。）を高断熱窓（環境大臣が定めた「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（新築集合住宅・既存住宅等における省CO2化促進事業））交付要綱」に基づく補助事業者（以下「環境省住宅断熱リフォーム補助事業者」という。）が同大臣の承認を受けて定めた自らの補助事業に係る交付規程において補助金の対象としているものに限る。以下この表において同じ。）に改修する工事であって、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間に事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">※令和2年（2020年）までは、「平成31年（2019年）4月10日」以降に契約したものであることが条件となります。（経過措置）</p> <p>(2) 高断熱窓の改修工法は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 外窓の交換</p> <p>イ 内窓の取付け</p> <p>ウ ガラスの交換（カバー工法（既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。）又は建具交換（障子部分である「建具+ガラス」を一体として交換することをいう。）の実施（ただし、ドアに組み込まれたガラスの交換にあつては、当該ガラスの面積がドアの面積の50パーセント以上である場合に限る。）を含む。）</p> <p>(3) 補助対象者が所有する戸建住宅又は分譲マンションの専有部分の1の居室（間仕切りやドア等で区切られておらず、室内空間がつながっている区画）に設置された外気に接する全ての窓について実施すること。ただし、次の窓については、この限りではない。</p> <p>ア 換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300ミリメートル×200ミリメートル以下のガラスを用</p>

	<p>いた窓、ジャロジー窓等換気を目的とした窓及び既に高断熱窓を設置している窓</p> <p>イ ガラスが組み込まれたテラスドア及び勝手口ドアに組み込まれたガラスであって、その面積がドアの面積の50パーセント未満であるもの</p> <p>(4) 店舗等併用住宅の場合は、住居部分に設置されたものであること。</p> <p>(5) 設置した高断熱窓は、新品（未使用品）であること。</p> <p>(6) 設置した高断熱窓は、補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。</p>
補助対象経費	高断熱窓の材料費（設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費及び網戸や雨戸等の窓付属部材等一体不可分ではない費用並びに消費税・地方消費税相当額を控除した額）
補助額	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、上限額は10万円とする。
補助金の交付 申込時の添付 書類	<p>交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、第5号の証明書の添付がある場合は、第6号の住民票（申込者の家族のみが居住している場合における当該家族の住民票を除く。）の提出を省略することができる。</p> <p>(1) 高断熱窓の改修に係る工事請負契約書の写し（契約書に工事に係る経費の内訳が明記されていない場合は、見積書、その他の高断熱窓施工の経費の内訳が確認できる書類の写しも添付すること。）</p> <p>(2) 設置した高断熱窓のカタログの写し（環境省住宅断熱リフォーム補助事業者が公表する補助対象製品一覧に登録された製品と照合できる部分及び設置した窓の熱貫流率が2.33以下であることが示されている性能等が記載された部分が分かるもの）</p> <p>(3) 設置した高断熱窓の出荷証明書又は施工証明書（様式第8号の別紙1）</p> <p>(4) 建物平面図（平面図上に窓の位置、間仕切り及びドア等の区切を図示し、補助対象の窓に番号を付したもの）</p> <p>(5) 市税の滞納がないことの証明書（熊本市長が証明した書類で、発行から3か月以内のもの）※写し可</p> <p>(6) 住民票（発行から3か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申込者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。）※写し可</p> <p>(7) 建物全体のカラー写真</p> <p>(8) 高断熱窓の設置状況を示すカラー写真（窓毎の設備全景及び製品名や型番が判別できる品名番号（銘板）のアップ）</p> <p>(9) 領収書（領収書がない場合は、補助対象者が高断熱窓に係る経費を支払ったことが証明できるもの）の写し</p> <p>(10) 竣工日をもって事業完了日となる場合は、当該竣工日を証するもの（工事請負者や販売者が作成し、代表者印又は会社印が押されたものに限る。）</p>

	(11) その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	(1) 交付申込書兼実績報告書及び添付書類は、郵送により提出すること。 (2) 補助金は、交付申込書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日に到達した申込みのうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。 (3) ZEH導入補助金との併用はできない。 (4) 同一の年度中にこの補助金の交付を受けたことがある者は、補助金の交付の申込みをすることができない。